○経済産業省
○国土交通省告示第十号
環　境　省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十八年十二月二十一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十九年一月二十三日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS3－98	キャタピラー 735C	キャタピラージャパン株式会社	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

○経済産業省
○国土交通省告示第十一号
環　境　省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十八年十二月二十一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十九年一月二十三日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS3－99	サンドビック RangerDX800	サンドビック株式会社	兵庫県神戸市中央区磯上通二丁目2番21号
NS3－100	WILLIBALD EP5500	株式会社リョーキ	広島県広島市西区大芝三丁目15番24号
NS3－101	WILLIBALD MS3000	〃	〃
NS3－102	POWERSCREEN Warrior 2100	株式会社エコクリーン	宮城県亘理郡亘理町字堀ノ内41番地1

○経済産業省
○国土交通省告示第十二号
環　境　省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第一号）第十九条第九項の規定に基づき、平成二十八年八月二十五日、次のとおり承認を受けた少数生産車の承認の失効の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十九年一月二十三日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－651	モロオカ MST－2300VD－Ⅲ	株式会社諸岡	茨城県龍ヶ崎市庄兵衛新田町358番地

○経済産業省
○国土交通省告示第十三号
環　境　省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第一号）第十九条第十一項の規定に基づき、平成二十八年十二月二十二日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消したので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十九年一月二十三日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－V7	カトウ HD 1430－5	株式会社加藤製作所	東京都品川区東大井一丁目9番37号

○国土交通省告示第三十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社松井鉄工所本社工場	三重県伊勢市竹ヶ鼻町70番地	内燃機関（シリンダの径が450ミリメートル未満のものに限る。）	平成29年2月26日から平成34年2月25日まで
〃	〃	中間軸	〃
〃	〃	プロペラ軸	〃
〃	〃	船尾管（オイルパス式のものを除く。）	〃

○国土交通省告示第三十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

楠谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

広島県竹原市港町一丁目六四四番二地先一級基準点広国一八五－四五を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から九五度三分九秒二七三・一八二メートルの地点	一号
標柱一号から二度三一分三秒二三・八〇八メートルの地点	二号
標柱二号から二六七度五分九秒一一・九四〇メートルの地点	三号
標柱三号から二七〇度三五分三九秒八・九六二メートルの地点	四号
標柱四号から三〇一度四三分二九秒五・四七九メートルの地点	五号
標柱五号から二七三度三一分九秒二〇・四九一メートルの地点	六号
標柱六号から三〇度五八分三八秒八・三〇七メートルの地点	七号
標柱七号から三二八度二六分八秒八・三〇七メートルの地点	八号
標柱八号から三四六度二四分三七秒七三・七八一メートルの地点	九号
標柱九号から六五度二八分三〇秒三二・五一七メートルの地点	十号
標柱十号から	十一号